

会 議 録

□ 全部記録 ■ 要点記録

1	会議名	令和 4 年度 姫路市自然保護審議会
2	開催日時	令和 5 年 2 月 15 日（水曜日） 9 時～15 時 30 分
3	開催場所	的形町福泊、四郷町見野、御国野町御着、白国、山田町多田及び船津公園ふれあいの館会議室
4	出席者又は欠席者名 （敬称略／50 音順） （出席者）上野哲郎、金治義子、亀山昌慈、古角孝之、小坂雅代、圓尾哲也、山中理央、吉村陽、渡部美智余 （欠席者）重田一政 （事務局）公園部長 澤田勝也、公園緑地課長 都田浩、同課長補佐 福田喜信、同係長 福本好城、同主任 藤谷一郎	
5	傍聴の可否及び傍聴人数	傍聴可、傍聴人 0 名
6	議題及び結論等 【議題】 (1) 副会長の選出 (2) 保存樹の指定について (3) 保存樹の指定解除について (4) 保護地区の指定について 【結論】 (1) 圓尾委員を副会長に選出 (2) 5 本の候補樹木全てを保存樹に指定することについて可とする。 (3) 損傷が著しい 2 本の保存樹の指定解除について可とする。 (4) 1 箇所の候補地区を植物保護地区（リンドウ自生地）に指定することについて可とする。	
7	会議の全部内容又は進行記録	詳細については別紙参照

1 局長挨拶

2 新委員紹介

亀山委員、小坂委員を紹介

3 議題

(1) 現地視察

① 視察内容

的形町福泊、四郷町見野、御国野町御着及び白国の保存樹候補樹木等がある4箇所の視察、山田町多田の植物保護地区候補がある1箇所の視察

② 現地説明概要

今回の審議は、管理者から申し出のあった的形町福泊、四郷町見野、御国野町御着及び白国の保存樹候補樹木等がある4箇所、山田町多田の植物保護地区候補の1箇所を姫路市自然保護条例の規定に基づき、保存樹及び保護地区に指定等するに相応しいか否かを審議するもの。

（以降、各視察地においてエピソード等を資料に基づいて説明）

(2) 会議

① 副会長の選出

圓尾哲也委員（西播愛鳥会 会長）を副会長に選出

② 保存樹の指定について

現地視察及び事務局が準備した資料に基づき、保存樹の指定に関して各委員が意見を出し合い、最終的には委員の多数決にて可否を決し、別紙「令和4年度審議結果一覧表」のとおり決定した。現地視察及び最終審議時に出た主な意見、質問及び多数決の結果は以下のとおり。

(ア) No. 1-1 クロガネモチ、No. 1-2 エノキ

的形町福泊 若宮神社

〔委員の主な意見〕

- ・クロガネモチは枝ぶりも良く元気な木である。既指定保存樹のクロガネモチの平均幹周2.8mよりも細いが最小幹周1.9mよりは太い。
- ・若干下枝のあたりが枯れていたが問題ない。
- ・美しい立派な木である。根の張り方も良い。
- ・枝ぶりが面白い。枝が曲がっているのは剪定の仕方によるもので成長に支障があるわけではない。
- ・戦前から神社にあるシンボリックな木である。白い幹が印象的で目立つ木である。
- ・神社を管理している自治会には周囲の木もきれいに管理して欲しい。公園緑地課から自治会へ伝えてもらえるのか。

〔事務局〕

- ・保存樹だけでなく周囲の木も適切に管理してもらうよう自治会に伝える。

〔多数決の結果〕

No. 1-1 クロガネモチ 全員が指定可

[委員の主な意見]

- ・既指定保存樹のエノキの最小幹周 2.2m よりも細い。
- ・エノキ単独としては小さくて傷んでいる部分があるが、神社全体として考えた場合に検討の余地はある。
- ・第一印象は小さく見えて物足りないが、神社全体の景色として見ると、指定もやむを得ないのではないか。
- ・エノキと既指定保存樹の隣のタブノキが近すぎるのが気になる。葉が茂る時期にはタブノキに光が当たりにくくなるだろう。エノキは入口にあり根の部分が踏まれやすく傷んでいる。エノキが保存樹となり、根元が保護されるのであれば、指定する意味もある。
- ・エノキを指定した場合、タブノキと両方を大切にしなければならなくなり、逆に両方に対してよくないのではないか。
- ・エノキとタブノキの間にツバキが約5本あり根が競合しているだろうから、ツバキを下から伐採したほうがよい。
- ・エノキを指定しなければ、タブノキを管理するためにエノキが伐採されるのではないか。
- ・保存樹に指定されると剪定できなくなるのか。

[事務局]

- ・保存樹に指定されると伐採はできないが、管理上の必要から電線や道路にかかる部分等を剪定することは問題ない。また、簡易な剪定であれば市への届出も不要である。ある程度の規模で剪定する場合は市への届出が必要となり、剪定等補助金の対象にもなる。

[多数決の結果]

No. 1 - 2 エノキ 全員が指定可

[委員の主な意見]

- ・エノキは遠くから見ても目立つ木なので、根元の保護を含めて自治会にしっかりと守っていただきたい。

(イ) No. 2 エノキ

四郷町見野 見野大年神社

[委員の主な意見]

- ・子ども達が木に登れるぐらい太い木である。
- ・立派で勢いがあり雄大な木であり、風景とマッチしていて神社のシンボルである。
- ・幹の上から違う種類の木が生えていたが、切ったほうがよいのか。
- ・エノキの上の土が溜まった場所に、鳥が種を運んできて生えてきたと考えられるが、そこまで大きくなりえないだろう。エノキの成長を阻害していることもなさそうなので切らなくても共生できると思う。逆に木を切ると中に入っている根が枯れて空洞となり水が入るのでよくない。
- ・エノキの隣のカイヅカイブキは支障になるので剪定したほうがよい。
- ・資料ではクスノキとなっているが自治会はクスノキだと思っていたのか。

[事務局]

- ・はい。事務局もエノキではなくクスノキと思い込んでいた。訂正したい。

[多数決の結果]

No. 2 エノキ 全員が指定可

(ウ) No. 3 クスノキ

御国野町御着 御着城跡公園

[委員の主な意見]

- ・既指定保存樹のクスノキの最小幹周 2.4mよりは太い。自治会長の話では、一時期台風により折れて弱ったが、その後の管理で今の状態に落ち着いたようだ。
- ・地域の愛情を感じた。枝ぶりは小さいが、置かれた環境の中で一生懸命生きている。実物を見ると立派である。
- ・健康状態は問題ない。周囲には他に大きな木がなく、遠くからの目印にもなり、この木だけ残す方向で考えたらよい。通常、枝の範囲まで根も広がるが、公園の構造上、地面より上で植栽されているのでさらに根を広げることは困難である。公園の入口にあり場所的にもシンボルとなるし、御着城跡という歴史においても保存樹に相応しい。
- ・植栽後に切土したのか盛土したのかは不明であるが、根の行き場がなくなっていることが心配である。
- ・他のクスノキと比べて葉が小さい点については栄養状態が関係していると考えられる。木が地面よりも高い位置にあるので、水はけとしては水が出ている状態である。クスノキはそれほど水を必要とする樹種ではない。

[多数決の結果]

No. 3 クスノキ 全員が指定可

(エ) No. 4 ヤマザクラ

白国 随願寺

[委員の主な意見]

- ・急斜面にあるが幹周も太く樹高も高いので、3月の開花時期には遠くから見ることができらるだろう。
- ・イノシシに掘られた跡が地面にあり、急斜面側には根が伸びないので心配である。イノシシ対策が望まれる。
- ・通常サクラの根は浅いが、この木は自分の体を支えられるだけの根が地下に走っている。もともと竹藪があったということなので、逆に竹藪を伐採することで道ができてイノシシが来やすくなっているのではないか。
- ・周囲には他にヤマザクラが無く、竹藪の奥にお墓があったので、その通り道にこの木は植栽されたのかもしれない。
- ・住職の話では、随願寺には江戸時代からの歴史があり、近くの梅林とヤマザクラの開花が同時に楽しめる時期があると聞く。一方、鹿やイノシシにより若葉や樹皮が食害にあっているようだ。
- ・公園緑地課に鹿やイノシシの被害の問い合わせはあるのか。

[事務局]

- ・公園緑地課の所管施設として姫路市自然観察の森があり、そこでもイノシシの被害を聞いており、市の鳥獣対策室に相談しているものの効果的な対策が出来ずに苦慮している。

[委員の主な意見]

- ・現地はイノシシの沼田場にはなっていないが、ミミズやタケノコ、ヤマノイモ等を食べているだろう。掘り起こした場所に雨が降って土砂崩れが起こる可能性もある。イノシシ等からどのように守っていくかが課題である。

- ・一般的にヤマザクラの枝は横に広がらずに上へ伸びる。
- ・土砂流出を防いで欲しい。公園緑地課に土砂流出を防ぐための補助はないのか。

[事務局]

- ・公園緑地課では土砂流出防止の補助制度はなく、管理者に対策のお願いをするほかない。

[多数決の結果]

No. 4 ヤマザクラ 全員が指定可

③ 保存樹の指定解除について

現地視察及び事務局が準備した資料に基づき、保存樹の指定解除に関して各委員が意見を出し合い、最終的には委員の多数決にて可否を決し、別紙「令和4年度審議結果一覧表」のとおり決定した。現地視察及び最終審議時に出た主な意見、質問及び多数決の結果は以下のとおり。

(ア) No. 5 アラカシ (指定番号 4 1 - 2)、No. 6 アラカシ (指定番号 4 1 - 3)

白国 随願寺

[委員の主な意見]

- ・両方とも昭和49年に指定された保存樹でかなり傷んでいる。

[多数決の結果]

No. 5 アラカシ、No. 6 アラカシ 全員が指定解除

④ 保護地区の指定について

現地視察及び事務局が準備した資料に基づき、保護地区の指定に関して各委員が意見を出し合い、最終的には委員の多数決にて可否を決し、別紙「令和4年度審議結果一覧表」のとおり決定した。現地視察及び最終審議時に出た主な意見、質問及び多数決の結果は以下のとおり。

(ア) No. 7 植物保護地区 (リンドウ自生地) 候補

山田町多田 菊谷池

[委員の主な意見]

- ・池の法面が広く遠くからも見える。開花時期は美しいものと想像する。管理者である自治会の保護活動に対する熱意も伝わった。
- ・ため池を保護地区に指定することで、里山の保全にも繋がる。
- ・自生しているリンドウには人為的な水やりも必要ない。
- ・リンドウの自生というのは市内では当地だけだろうし、自然豊かな地区をターゲットで保全していくという考え方もよい。
- ・後背にため池の水源があり、提体が湿潤に保たれている状態が、リンドウの生育に適している。
- ・法面の西側が開けていて、西日が厳しいと思うが、リンドウは消滅していないので適度な環境にあると考えられる。
- ・開花時期の11月にはオミナエシ、ハギ、ススキ等の秋の植物が見られる。ススキが増えるとリンドウには支障となるが、地域で草刈りをしているのでススキも一定以上は増えない。
- ・ため池周辺の林には野鳥も多いだろう。
- ・生物多様性を見本になる地区である。
- ・昔は里山にリンドウが多く自生していたが、開発が進むにつれ減っていった。探

せば他でも見つかるだろうが、この地区のように多数見つかる場所は無い。野焼き、草刈り等の人手が入ることでリンドウが残っており、除草剤を撒くと消滅してしまう。

- ・人工的な植栽地ではなく自生地である。自治会は姫路生花卸売市場や農業振興センターにも相談する等、熱心に保護活動に取り組んでいる。

[多数決の結果]

No. 7 菊谷池 全員が指定可

⑤ その他

[委員の主な意見]

- ・例年、審議会の開催が1、2月頃であるが、新緑の時期に開催することは可能か。

[事務局]

- ・年度単位で事業を行っており、公園緑地課が1年を通じて地域から候補樹木の推薦等を受け、現地調査等を行う期間が必要である。また、1、2月は周辺の草が枯れて木も落葉することで、現地視察時に現場へ入りやすく樹形も見やすい時期である。

[委員の主な意見]

- ・保存樹が傷んでいるケースが見受けられるが、樹木の調子が悪い場合には管理者から連絡があるのか。

[事務局]

- ・管理者から公園緑地課へ連絡がある。公園緑地課では特に古い時期に指定した保存樹が台風で折れたりすることが多いと感じており、重点的に観察する必要があると考えている。

[委員の主な意見]

- ・家島町西島にある平成26年保存樹指定のハマボウ（指定番号113）の現状はどうなっているか。

[事務局]

- ・ここ数年、観察ができていない。

[委員の主な意見]

- ・ハマボウだけに限らないが、保存樹マップがあるので、開発により保存樹が切られていないか等を日頃から注意して観察して欲しい。また、小学校校区単位で保存樹の候補を探していきたいと考えるが、まだ保存樹の無い校区（東、高岡西、伊勢、津田、広畑第二、大津茂、網干西、妻鹿、糸引、古知、谷外、砥堀）を中心に、候補樹木があれば公園緑地課へ連絡して欲しい。
- ・保存樹に指定することで、地域の方から元々ある自然財産への関心を持ってもらえて環境学習になるとともに、生物多様性を守ることに繋がる。
- ・保存樹指定への流れはどうなっているのか。

[事務局]

- ・管理者から公園緑地課へ情報提供がある場合が多く、公園緑地課が幹周や樹高を測った上で、審議会に挙げるどうかを判断する。もちろん管理者の承諾は必要となる。